

# 認定書

国住指第2908号  
令和3年1月21日

昭和フロント株式会社  
代表取締役社長 笹澤 英夫 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二〇及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
EB-3121
2. 認定をした構造方法等の名称  
単板ガラス [網入板ガラス] 入アルミニウム合金製両開き戸(欄間付)
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。